

<女性活躍推進について>

問1（女性活躍推進について）

昨年8月に女性活躍推進法が成立し、今年4月1日に完全施行された。

この法律では、労働者数が301人以上の企業は、事業主行動計画を策定し、その計画に基づく取組が求められており、今後、この法律をきっかけに社会全体で女性の活躍推進に向けた取組が一層進むものと期待している。

先の我が会派の代表質問では、大阪府内における女性活躍の取組をより一層加速するため、「OSAKA女性活躍推進会議」の活用などについて、知事からその決意を答弁いただいたところであるが、まず、大阪府として、女性の活躍推進に向けた気運の醸成にどのように取組んできたのか、詳しく説明いただきたい。

【男女参画・府民協働課長】

- 本府では、女性があらゆる分野で活躍できる社会の実現に向け、昨年度、産官学等で構成する「OSAKA女性活躍推進会議」を設置し、「女性が輝くOSAKA行動宣言」を発表するなど、オール大阪で女性の活躍推進に向けた機運醸成に努めてきた。
- さらに今年度からは、新たに女性活躍推進法が施行された9月を「OSAKA女性活躍推進月間」と定め、府内市町村にも参画を働きかけ、集中的にイベント等を実施したところ。
- 「推進月間」を広く周知するため、キックオフイベントとして、8月末に知事とゲストによるトーク・セッションを開催し、ゲストより女性の活躍推進について応援メッセージをいただいた。
- また、月間のメインイベントとして、「働き方改革」をテーマにシンポジウムを開催し、ジャズピアニストでもあるパナソニック(株)の女性役員による「ワーク・ライフ・バランスの推進」についての基調講演と、女性活躍推進法に基づく認定企業、いわゆる「えるぼし認定企業」の担当者などによるパネルディスカッションを行ない、計344名にご参加いただいた。
- 参加者の約7割が企業関係者であり、熱心にメモを取る姿からも関心の高さが伺え、また、アンケートの結果でも97%の方が満足と回答するなど、女性活躍推進の機運が高まってきていることを改めて実感しているところ。

問2（中小企業等における女性活躍推進について）

女性の活躍に際しては、「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」など取組は非常に重要であり、「推進月間」中だけにとどまらず、継続して実施していくことが必要と考えている。

加えて、大阪は中小企業が非常に多い地域。女性活躍推進法では、労働者数が301人以上の企業については、事業主行動計画の策定が義務付けられているが、300人以下の企業については、事業主行動計画の策定が努力義務にとどまっている。

中小企業の多くは、人材不足など様々な要因から、女性の活躍に取り組む余裕もなく、また、関心や意気込みはあってもノウハウを有していないと考えられることから、中小企業における女性の活躍がなかなか進まないのではないかと懸念しているところ。

シンポジウムやイベント開催など機運醸成に向けた取組も大切であるが、今後は、中小企業を含むより多くの企業が、法の趣旨を踏まえ、女性の活躍に向けて取り組めるよう、様々な支援をしていくことが必要ではないかと考える。

こうした企業にどのような支援をしているのか、また今後の取組みについて問う。

【男女参画・府民協働課長】

- 委員ご指摘のとおり、中小企業が多い大阪では、企業の実情などに応じ、きめ細かい支援を行っていくことが重要と認識。
- 一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている労働者数が300人以下の企業に対しても、これまでも、国をはじめOSAKA女性活躍推進会議や関係機関と連携しながら各種セミナー等を通じて計画策定を呼びかけてきた。
- さらに、今年度からは、商工労働部と連携し、OSAKAしごとフィールド中小企業支援センターに「女性の働き続ける環境づくりコンサルタント」を配置し、ノウハウがないなど悩みを持つ中小企業における一般事業主行動計画策定のための相談や支援を行っているところ。
- また、主に中小企業から「他の業種の担当者と意見交換をしたい」や「女性活躍を進めるうえで一番苦勞したことを聞いてみたい」といった声も聞かれる。

- こうしたことも踏まえ、今後、参加者同士が情報交換し、悩みを解決できるよう、異業種交流の場の設定や意見交換しやすい少人数制でのセミナー実施など、開催方法を工夫し、女性の活躍推進に取り組むあらゆる企業を支援してまいりたい。